

水上オートバイ県下一斉パトロールの実施

【改正「水難事故等の防止に関する条例」7月1日施行】

作成年月日	令和4年6月23日
作成部局課室名	土木部 港湾課

- 危険運転や飲酒操縦の罰則を強化した「水難事故等の防止に関する条例の一部を改正する条例」が7月1日から施行
- 条例の周知・啓発を図るため、官民連携で**県下一斉合同パトロール**を実施

日時	場所	関係市町
7月2日(土) 10:00~12:00	須磨海岸、兵庫運河	神戸市
	林崎・松江海岸	明石市
7月3日(日) 10:00~12:00	芦屋キャナルパーク	芦屋市
	諸寄海岸	新温泉町
7月9日(土) 10:00~12:00	甲子園浜、御前浜	西宮市
	慶野松原海岸	南あわじ市



令和4年5月1日
パトロール状況(須磨海岸)



設置した啓発看板
(洲本市内)

参加機関

【官】海上保安庁、国土交通省、兵庫県警、関係市町、兵庫県

【民】(一財)日本海洋レジャー安全・振興協会

兵庫県水上バイク安全対策協議会

兵庫県漁業協同組合連合会

問い合わせ先
土木部港湾課港湾企画班
TEL:078-362-3536

パトロール内容

- ・ 県条例改正の周知
- ・ 水上オートバイ利用者への安全啓発

安全安心に 水上オートバイを楽しみましょう

Laws 改正「水難事故等の防止に関する条例」

令和4年7月1日 施行

- ✓ 危険行為 に対する 罰則の強化
- ✓ 飲酒操船等 に対する 罰則の創設
- ✓ 飲酒検知 に関する 規定・罰則の創設

Rules 県自主ルール

- ✓ 遊泳者等 から概ね 100m以上離れて航行
 - ・やむを得ず100m以内に近づく場合は、最徐行
 - ・ローカルルールが設定されている場所では、ローカルルールを遵守してください
- ✓ 飲酒操縦の禁止
 - ・飲酒による水上オートバイの操縦は大変危険です
- ✓ 港湾・海岸等での 迷惑行為の禁止
 - ・ゴミ放置、迷惑駐車、騒音等の行為は止めましょう

Manners 水上オートバイ利用者のマナー

- ・港内や航路、また岸近くではスピードを落とし、他船等に引き波で迷惑をかけないようにしましょう
- ・不必要な空ぶかしやアイドリング保持はやめましょう



▲県の取組み詳細

記者発表（発表・資料配付）				
月／日 (曜日)	担当課名 (担当班名)	電話 (内線)	発表者名 (担当)	その他配布先
6／23 (木)	港湾課 (港湾企画班)	078-362-3536 (4582)	港湾企画官 藤原 大輔 (港湾企画班長 首藤 充良)	

「水難事故等の防止に関する条例」改正案の施行に伴う 県下一斉合同パトロールの実施

本県では、水上オートバイに対する県民の不安感がかつてなく高まっている状況を踏まえ、危険運転や飲酒操縦の罰則を強化した「水難事故等の防止に関する条例の一部を改正する条例」を定め、6月20日に公布しました。

この条例が7月1日に施行されることから、条例の周知・啓発を目的として、下記のとおり県下一斉で官民連携の合同パトロールを実施します。

記

(1) 日時・場所

実施日	場所	関係市町
7／2（土） 10:00～12:00	兵庫運河、須磨海岸	神戸市
	林崎・松江海岸	明石市
7／3（日） 10:00～12:00	芦屋キャナルパーク	芦屋市
	諸寄海岸	新温泉町
7／9（土） 10:00～12:00	西宮市内の海岸	西宮市
	慶野松原海岸	南あわじ市

(2) 参加者

【官】海上保安庁、国土交通省、兵庫県警、関係市町、兵庫県

【民】一般財団法人 海洋レジャー安全・振興協会

兵庫県水上バイク安全対策協議会

兵庫県漁業協同組合連合会

(3) パトロール内容

- ・航行禁止区域への侵入、危険行為等の監視
- ・水上バイク利用者への周知・啓発（リーフレット等）
- ・海岸利用者への周知・啓発（リーフレット等）